

主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4～5面 第57回定期大会議案
第3号～第5号議案
- 6面 選任役員、委員一覧

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3階
 電話 03(3356)4479
 【URL】https://t-zcsei.jp

編集発行人 広報委員長 森下 基樹
 当機関紙は、東京税理士会会員の皆様に送付しております。



東京税理士政治連盟 第57回定期大会

議事進行する議長団

今後の東京税政連の基本方針

1 税制改正への取り組み
 ①インボイス制度実施の動向に注視
 令和5年10月より、いよいよインボイス制度がスタートした。本連盟の要望の成果として、免税事業者のままでも取引上の影響を最小限にとどめ、事務負担、税負担が極力かからないようになつたが、時限措置といふこともあり実務に与える影響を会員から情報収集、分析のうえ、改善策等をとりまとめ新たな改正要望に繋げた。

②令和6年度税制改正要望
 ○役員給与と税制の見直し
 原則損金算入制度になるよう継続要望していく。
 ○軽減税率廃止

消費税の軽減税率制度は、低所得者への逆進性対策としては非効率であること、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して歳入を毀損し、その補填のため標準税率のさらなる引き上げや社会保障給付の抑制が必要となること、区分経理等により事業者の事務負担が増加していること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率に戻すべく要望する。

○所得申告期限延長
 かねてより申告期限の延長を要望していたが、インボイス制度の導入もあり令和5年分の所得税確定申告については、インボイス制度のもとでの消費税額確定も困難が予想され、1ヶ月ないし最低でも消費税の申告期限である3月31日までの延長を要望する。

II 衆議院選挙区割りへの対応
 小選挙区の新区割が次期の衆議院選挙から実施される。東京の選挙区では5区増加で、最小行政単位である市区町村を分断する形で決定されたこともあり、①単位税政連においては複数の選挙区をその地域内に収めるところがある。また、逆に一つの選挙区に複数の単位税政連が存在するケースも多々見受けられる。単位税政連においては、より一層の会員を巻き込んだ活動量の増加と隣接する単位税政連との連携強化が不可欠である。

②後援会においても、単位税政連の新区割りによる役員体制や後援会員の新たな取り組みが必要である。税理士法や税制改正の要望実現を図るためには、税理士政治連盟の推薦候補者を多く国会に送り出す必要があるため、全力で取り組む。

III 組織率向上への施策
 組織率向上の課題については、引き続き単位税政連に会員増強の依頼をし、一人でも地道に会員数を伸ばすとともに、中長期的には抜本的なアイデアが欠かせない。我々がその職業を独占業務として行える根拠は

税理士法によって規定されている。法律で定められている以上、税理士制度は政治の産物であることに他ならない。他工業と同様である。国民のための税理士制度の維持・発展は立法府への訴えかけが必要不可欠であり、税理士政治連盟の存在意義でもある。

「税理士」として仕事をすすめるうえで税理士会員が税理士政治連盟の構成員であることは当然であるといえる。ただし、政治活動ゆえ個人の思想信条を侵すものであってはならない。このことを具現化させる施策が「単位税政連規約の形」であり、今後も各税政連に対して規約改正の審議に入るよう更に依頼していく。

また、税制改正要望の実現や税理士会との連携も併せて強化していく。

第57回定期大会を開催

4年ぶりにコロナ禍以前の内容で

9月20日、本連盟は京王プラザホテルにおいて第57回定期大会を開催した。今回は令和元年以来4年ぶりにコロナ禍以前と同様の内容で研修会・定期大会、懇親会が開催された。

大会に先立ち、衆議院議員で前デジタル大臣の牧島かれん議員を講師に招き「日本はデジタル先進国になれるのか？」をテーマに研修会を開催した。

続く定期大会では、議長に柴崎一男副会長(京橋)、副議長に松野淳子(世

田谷)、花形守康(八王子)がそれぞれ選出され、令和4年度の運動経過と組織活動報告、本年度の運動方針と組織活動方針に加えて、役員満了に伴う改選の件など、全7議案が承認可決された。

また、当日承認された令和5年度の運動方針では、令和6年度税制改正に向けた重要要望項目として「中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与と税制の見直し」「消費税の非課税取引の範囲を

見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと」「基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること」の3項目を挙げ、さらに個別要望項目として「所得税の確定所得申告書の提出期限について、期限を見直すこと」「消費税については「現行の納税義務の免除制度を抜本的に見直し、新たに小規模事業者の申告不要制度を創設すること」など7項目を挙げ、これら要望項目の実現に向けて強く運動を行うこととしている。

新年号掲載の新春写真を募集

東京税政連では令和6年1月1日発行の本紙1面に掲載する新春写真を募集します。奮ってご応募下さい。

- ◎テーマ 自由。新年号にふさわしいもの。タイトルを添えて。
- ◎サイズ A4ヨコで掲載されます。税理士が撮影したもので、日税連、日税政、東京会等に応募していない作品。
- ◎条件 データをメールにて送るか写真を郵送。令和5年12月1日(金) E-Mail: info@tozeisei.jp
- ◎送付先 郵送: 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3階 東京税理士政治連盟事務局 行
- ◎締切 11月1日
- ◎送付先

※ご不明な点は、本連盟事務局(☎03-3356-4479)までお問い合わせ下さい。

新執行部が始動!

定期大会で名倉会長から紹介された新執行部



今年役員改選の年であり、定期大会終了と共に新執行部が始動する。これまでの名倉執行部は、コロナ禍の影響を受け、諸活動や事業に関して縮小を余儀なくされていたが、今大会を境に活動規模を通常に戻し、第3期名倉執行部がスタートした。

昨年(令和4年)合計特殊出生率の確定値は1.26となり7年連続で前年を下回り、統計開始後最低の数値となった。また、将来推計人口では50年後の総人口が700万人に減少すると発表されている。65歳以上の高齢者の割合は現在29.1%に上昇しており日本は世界1位の高齢化大国でもある。平均寿命が延びていることは喜ばしいが人口減少を伴い人口ピラミッドに偏りが生じている現状は今後の日本の未来に不安を感じざるをえない。少子化の原因として晩婚化や未婚化が挙げられ、また結婚しても子供を希望しない若者の割合も年々上昇、「子を産むことがリスク」との声もあつた。

一方、高齢者においても「熟年離婚」だけでなく最近では配偶者と死別後、配偶者血族との姻戚関係を終了させるいわゆる「死後離婚」という言葉も耳にする。年代を問わず社会の意識の変化が垣間見え、戦後の高度経済成長期からの価値観・人生観は既に過去のものになっているのかもしれない。▼このような社会の変化に対して小手先の少子化対策や子育て支援、介護問題への対応などでは抜本的な解決は見いだせない。そして税制も過去の価値観のまま旧態依然としていないだろうか。大局的な視点を忘れず進むべき道を模索していかねばならない。



第57回 定期大会 名倉会長あいさつ(要旨・抜粋)



新型コロナウイルスが第5類に移行したことに伴い、本日は4年ぶりに研修会、定期大会、懇親会の全てをコロナ禍以前と同様の内容で開催いたします。

さて、この一年を振り返りますと、前半はやはりコロナ禍の影響で活動が制限されましたが、後半は少しずつコロナ禍以前に戻る状況で活動をすることができました。

最初に選挙関係ですが、昨年7月の参議院選挙では、8名の候補者を推薦し、5名が当選しました。一方、衆議院は内閣支持率の関係から、解散・総選挙の時期が読みづらいところです。そのうちの中本連盟では、常に対応できるよう、第一次の推薦依頼を単位税政連に押し付けました。

また、衆議院小選挙区の区割り改定に關しましては、これに対応すべく今年度は区割り対応の特別委員会を設置しました。これによ

り、選挙区を変更する議員と単位税政連に押し付けられています。

次に国会陳情ですが、これまでの9月の一斉陳情を、一昨年から8月に実施し、昨年からは5月にも早期陳情を実施しています。その成果として、インボイス関連では売上げの割増率、届出期限の延長、そのほかの税目でも、相続時精算課税における100万円の別枠創設、特定災害の繰越期間の延長など多くの成果を得ることができました。これもひとえに単位税政連や委員の先生方、後援会の皆

様のご支援で協力の賜と感謝申し上げます。

今年も6月に日税連が機関連定した建議書に基づき、最重要項目として軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと、役員給与税制の見直し、人的控除の見直しの3本柱で8月の上旬に一斉陳情を行いました。さらに10月に日税政と協力して陳情を行う予定で、今年も大きな成果が得られるように積極的に運動をしていく所存です。

最後に組織率の向上ですが、残念ながらこの一年も会員数が減少しました。本連盟では組織率の拡大に向けて、東京税理士会と連携し、新役員連絡協議会や税

理士法人会員との協議会、支部長会などで説明をさせていただきますました。今年も各アロックスの役員連絡協議会にも参加させていただきます。現在、足連会長から多くの機会をいただけて、税理士政治連盟の存在意義、活動の成果などを各アロックス、支部役員の方々に説明して、組織率向上に向けてお願いしているところで、5月からの集合型による証票交付式でも、毎回10名前後の新入会員に税政連へ加入届出をいただいております。

本日は、皆様で定期大会を盛り上げていただきたいと思っております。よろしくお願

論説

本年10月、軽減税率制度実施から4年間の経過措置期間を経てインボイス制度が施行された。インボイス制度については平成28年度税制改正において軽減税率制度と同時に「標準税率と軽減税率が併存する複数税率制度の下で適正な課税を確保するために必要なもの」として導入が決定されたものである。

軽減税率制度とインボイス制度の関係

と、②「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して輸入を毀損し、その補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること、③区分経理等により事業者の事務負担が増加していることなど、問題点を指摘してきた。消費税の逆進

性対策としては必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく、簡素な給付措置により手当を行うなど税制・社会保障制度全体の中で解決することが適切である。

様々な指摘がある軽減税率制度のために導入されたインボイス制度である。

中間答申によると「仮に、納税義務のない免税事業者がインボイスを交付できるような仕組みとした場合、免税事業者は、インボイスにどのような税額を記載しても、自らの納税額には影響がないため、買手の求めに応じて、高い税率や税額を

記載する誘因が働く可能性があり、免税事業者がインボイスを発行することとは認められない」との記載があるが免税事業者が納得する説明とはいえないのではないか。

現在、消費税は人口減少・少子高齢化が進む中、社会保障制度を持続的に支えるうえでの補完

るが、一定の負担軽減措置は講じられたものの、①事業者免税点制度の形骸化、②免税事業者が取引から排除されるおそれがあること、③さらなる事務負担などの問題点が指摘されており、免税事業者を中心に新たな負担を生む結果となってしまう。

本連盟は令和6年度税制改正重要項目として「消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと」を要望している。引き続き、インボイス制度実施後における事業者の声を国会に届けるとともに軽減税率制度廃止に向けて粘り強い活動を展開していく。

片山さつき参議院議員の協力のもと

10月24日、本連盟は、東京税理士会と共催で、「令和6年度税制改正の動向に関する勉強会」を財務省・国税庁・金融庁・総務省・経済産業省・中小企業庁の担当者と語る「を衆議院第一議員会館にて開催した。写真。

開会に際し片山議員から「開会にあいさつがあった。臨時国会が開会し、岸田総理大臣は所信表明で減税に關して述べたことは周知のとおりである。岸田政権が誕生して以来、税収はアップしているがこれによる国民への還元として減税策が考えられているところである。具体的には一定所得以下の方たちに対して、

今回も100名を超える会員が参加し、会員の税制改正に対する関心の高さを示す勉強会であった。

関係省庁との勉強会を開催

関係省庁との勉強会を開催

関係省庁との勉強会を開催

関係省庁との勉強会を開催

関係省庁との勉強会を開催

関係省庁との勉強会を開催

関係省庁との勉強会を開催

関係省庁との勉強会を開催



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

お問合せ先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-3 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
ホームページ ぜいばいほけん

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ補償を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。

- (例) うっかりミスなど
- 税法上の漏れ誤りや届出ミス、延滞措置の適用ミス
- 一審に修正が認められるケースでの更正請求の期限経過

さらに、「専断業務相談業務賠償特約」をオプションで追加すれば、主契約における税理士業務以外のアドバイス誤りにより過大納付税額(還付不能税額を含む)が発生した場合も対象となります。

- (例) 合併に際しての勘定誤りや繰越欠損金の期限切れが生じた
- 法人設立時の資本金に関する勘定誤りや先払期間が短縮された

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての条件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

なぜ免税事業者が消費税を表示しているのか

編1-1と記載されていることとなります。」(消費税の

I はじめに
インボイス制度は、事業者登録制度を基礎とする仕入税額控除の仕組みであり、適格請求書(以下「インボイス」という。)を発行できない免税事業者からの仕入れは税額控除することができない。なぜなら、インボイス方式の本質はインボイスに記載された税額が確かに事業者によって納付されているという点の証明であり、だからこそ仕入税額控除を認めているのである。

ただし、免税事業者からの仕入であっても、インボイスに代えて区分記載請求書を保存することで、インボイス制度の導入から3年間は80%、続く3年間は50%の控除を認める経過措置が設けられている。
ところで、免税事業者が発行する区分記載請求書には、軽減税率の適用対象取引であること及び税率ごとの取引金額を記載することが義務付けられているが、消費税の表示については、「なお、免税事業者は、取引に課される消費税が、取引に課される消費税がないことから、請求書等に消費税相当の表示をして別途消費税相当を受け取るという扱いは消費税の仕組み上、予定されていません。」(軽減税率Q&A個別事例

編1-1)と記載されていることとなります。」(消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問Q19)として、免税事業者であっても消費税を上乗せすることを前提に説明されている。さらに、「消費税を上乗せして対価を取り決めた後に、納入業者が免税事業者であることが判明し、それを理由として消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払ったり、当該金額を徴収したりする場合、『減額』(同法3条第1号前段)に該当し、違反となります。」(同Q19)としている。

転嫁対策特別措置法は令和3年3月末に失効しているが、仕入れ先が免税事業者であっても表示された消費税を支払うという慣習を相当程度定着させている原因になったと考えられる。
つまり、B to B取引において、売手である免税事業者が消費税を表示し受領することについては、国税庁と公正取引委員会では対照的な考え方を示し、実務上交錯していたのである。

III 「総額表示」と「本体価格+消費税」表示
二つ目の要因は、消費税率の引き上げに伴う価格表示の特例措置である。
平成16年4月からスーパーなどにおける消費者向けの価格表示は、消費税額及

び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた税込価格とする、総額表示が義務づけられている(消費税法63条)。
しかし、8%への消費税率引き上げの際に、値札の貼り替えといった事務負担への配慮から、「〇〇円(税抜き)」「〇〇円(本体価格+消費税)」といった総額表示を要しない特例措置が平成25年10月から実施された。

この特例措置は、新税率施行日前後の税込価格を平準化することで駆け込み需要とその反動減を回避するための政策でもあったことから、消費税率10%の引き上げを経て、令和3年3月末まで延長された。
長期にわたり、事業者側は「税抜〇〇円」といった価格表示で「割安感」を出す一方で、消費者側は会計

三つ目は消費税法の規定を起因とするものである。
第一に、わが国では免税事業者は消費税を受領しないことを前提としているが、免税事業者が請求書等に消費税を表示し、受領することを禁止する法令はない。これに対し、EUではインボイスに付加価値税(VAT)を記載した者は、納税義務を負うと規定されている(VAT指令2003条)。



「当面の問題」シリーズ 146

したがって、免税事業者が消費税を表示することは通常あり得ないのである。
第二に、免税事業者からの仕入であっても、課税対象取引となるものは、課税除を認めていたことである。帳簿方式においては、相手方が免税事業者が否か確認する必要はなく、仮に免税事業者であったとしても、仕入税額控除できることから、免税事業者が別途消費税を表示していたとしても問題視されることはほとんどなかった。これに対し、EUにおける仕入税額控除に関する規定では、仕入先は他の事業者(Taxable Person)であること(つまり、B to B取引)においては、少しでも安く見せたいために、「本体価格+消費税」の表示が一般的となり、免税事業者においても、同様の価格表示をするようになったと考えられるようになったと考えられる。このように、日本の消費税法とEU VATの規定は、対照的であり、これは帳簿方式とインボイス方式の違いである。付加価値税を導入しているOECD諸国では一般的にインボイス方式が採用されていることから、免税事業者が請求書等に消費税を表示し、受領することはない。帳簿方式であるがゆえに免税事業者が消費税を表示し、受領する慣行が容認される土壌になっていったといえる。

政府や財務省の認識とは裏腹に、免税事業者であっても消費税を表示する商慣行は日本特有の問題である。この問題を長期開放している国の責任は問われるべきではないか。そして、この問題を抱えながらも、インボイス導入に踏み切ったため、免税事業者に大きな動揺や混乱を招いたのである。
V おわりに

財務省はインボイス導入による免税事業者から課税事業者への転換数字予想を元に、税収増は2480億円と試算している(第198回国会答弁)。
裏を返せば、納税義務の免除による税収ロスであり、事業者の懐に入っていない。消費税相当額を表示している場合は納税しない売手の利益に、表示していない場合は仕入税額控除による買手が利益享受しているためである。

制度変更により、これまで享受していた利益を得ることができなくなり、その分を売手と買手のどちらが負担するのか価格交渉となる。大抵は買手の立場が強いため、売手である免税事業者が利益をあきらめることになる。インボイス導入に抵抗するのは当然であろう。

免税事業者でも消費税を表示するのが一般的となっている現状に対処してこなかった結果、度重なるインボイス制度の見直しとなったのである。負担軽減措置の継続は必須である。

【参考文献】
・主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要(財務省2023年1月)

したがって、免税事業者が消費税を表示することは通常あり得ないのである。
第二に、免税事業者からの仕入であっても、課税対象取引となるものは、課税除を認めていたことである。帳簿方式においては、相手方が免税事業者が否か確認する必要はなく、仮に免税事業者であったとしても、仕入税額控除できることから、免税事業者が別途消費税を表示していたとしても問題視されることはほとんどなかった。これに対し、EUにおける仕入税額控除に関する規定では、仕入先は他の事業者(Taxable Person)であること(つまり、B to B取引)においては、少しでも安く見せたいために、「本体価格+消費税」の表示が一般的となり、免税事業者においても、同様の価格表示をするようになったと考えられる。このように、日本の消費税法とEU VATの規定は、対照的であり、これは帳簿方式とインボイス方式の違いである。付加価値税を導入しているOECD諸国では一般的にインボイス方式が採用されていることから、免税事業者が請求書等に消費税を表示し、受領することはない。帳簿方式であるがゆえに免税事業者が消費税を表示し、受領する慣行が容認される土壌になっていったといえる。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

- 6品目以上導入 ▶ 6%OFF
- 8品目以上導入 ▶ 8%OFF
- 10品目以上導入 ▶ 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第3号議案

令和5年度運動方針決定の件
令和5年度運動方針

一 運動方針

3年余にわたるわが国が
襲い続けた新型コロナウイルスも、令和5年5月より
医療上の取扱いが第5類に
移行するなど、徐々に沈静
化が感じられるようになった。
それとともに、外国人
観光客の増加にともなうイ
ンバウンド需要や全国旅行
支援による観光需要が回復
に向かうなど、これまで抑
えられていたさまざまな経
済活動が再び動き出すこ
ととなった。

このような中、いよいよ
令和5年10月より「適格請
求書等保存方式(インボイ
ス方式)」が開始される。
本連盟は、施行にともなう
さまざまな混乱や問題をし
っかりと確認し、軽減税率
制度を廃止し単一税率に戻
すなどの運動を引き続き進
めたい。

決議文朗読



二 重点運動

1. 社会情勢のなかで、税理士
の社会的・公共的使命を正
しく果たすこと。中小法人税制に
ついて、役員給与と税制を見
直すこと。中小法人税制に
ついて、消費税の非課税取引の範
囲を見直すこと。軽減
税率制度を廃止し単一税
率に戻すこと。(消費税)
「基礎的な人的控除のあり
方を見直すこと」に、所得
計算上の控除から基礎控除
へのシフトを進めること。
(所得税)の3項目を挙
げた。

1. 社会情勢のなかで、税理士
の社会的・公共的使命を正
しく果たすこと。中小法人税制に
ついて、役員給与と税制を見
直すこと。中小法人税制に
ついて、消費税の非課税取引の範
囲を見直すこと。軽減
税率制度を廃止し単一税
率に戻すこと。(消費税)
「基礎的な人的控除のあり
方を見直すこと」に、所得
計算上の控除から基礎控除
へのシフトを進めること。
(所得税)の3項目を挙
げた。

1. 社会情勢のなかで、税理士
の社会的・公共的使命を正
しく果たすこと。中小法人税制に
ついて、役員給与と税制を見
直すこと。中小法人税制に
ついて、消費税の非課税取引の範
囲を見直すこと。軽減
税率制度を廃止し単一税
率に戻すこと。(消費税)
「基礎的な人的控除のあり
方を見直すこと」に、所得
計算上の控除から基礎控除
へのシフトを進めること。
(所得税)の3項目を挙
げた。

1. 社会情勢のなかで、税理士
の社会的・公共的使命を正
しく果たすこと。中小法人税制に
ついて、役員給与と税制を見
直すこと。中小法人税制に
ついて、消費税の非課税取引の範
囲を見直すこと。軽減
税率制度を廃止し単一税
率に戻すこと。(消費税)
「基礎的な人的控除のあり
方を見直すこと」に、所得
計算上の控除から基礎控除
へのシフトを進めること。
(所得税)の3項目を挙
げた。

2. 税の専門家として、中
小企業に過重な負担をもた
らすことのないよう、納税
者の声が反映された税制改
正を実現するための運動を
行う。

3. マイナンバー制度の導
入が申告納税制度に与える
影響を検討し、適切に対応
する。

4. 東京税理士会、支部、
単位税政連との連携を図
り、組織強化及び財政確立
のための運動を行う。

5. 本連盟の政策実現を図
るための真の代表を国会及
び地方議会に送るため、単
位税政連及び国会議員等後
援会と連携しつつ強力な運
動を行う。また、新たな国
会議員等後援会の設立を促
進する。

6. 納税者の権利利益を擁
護する立場から、税務行政
の改善及び適正手続の確立
を図る国税通則法の目的規
定の改正と納税者権利憲章
を策定するための運動を行
う。

第5号議案

令和5年度収支予算決定の件
令和5年度収支予算

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

(単位:円)

Table with 6 columns: (収入の部) 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Rows include 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, 当期収入合計, 前期繰越金, 収入合計.

Table with 6 columns: (支出の部) 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Rows include 事業活動費, 組織活動費, 日税政分担金, 經常経費, 予備費, 当期支出合計, 当期収支差額, 次期繰越金.

第4号議案

令和5年度組織活動方針決定の件
令和5年度組織活動方針

令和5年度運動方針に基
づき、各機関において事業
活動を強化し、社会の要請
する国民のための税理士制
度の確立並びに規制・制度
改革の動向への対応等に組
織を挙げ取り組むことに
する。次の運動を強力に推
進する。

- 1. 本年度運動方針に基づき、本連盟の政策を企画立案する。
- 2. 中小企業団体、報道関係者、消費者団体、他産業団体等との連携強化策を企画立案する。
- 3. 規制・制度改革、構造改革と並行して国際化情報化、多様化が急速に進む
- 4. あるべき税理士制度の構築に向けて検討を行い、必要な施策を講ずる。
- 5. 東京税理士会との連携調整を図る。
- 6. 財務委員会
- 7. 単位税政連及び本連盟

大会でごあいさつをいただいた国会議員



九川珠代議員

高木陽介議員

長妻昭議員

各委員会と連携し、会員数増強による会費収納率の向上を図るとともに、サポート募金の一層の増収に努め、持続可能な財政基盤の確立を目指す。

1. 前年度に引き続き、効果的かつ効率的な予算執行に努める。
2. 政治資金規正法の理解と、政治資金に対する正しい認識の研修と普及に努める。
3. 組織委員会

動を図るための諸施策を検討し、その連絡調整を行う。

4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びブロック別
5. 証票交付式において新規登録者に対し、税政連へ



の加入勧奨を行う。

6. 財務委員会と連携し、会費及びサポート募金の円滑な収納を図る。
7. 東日本六税政連役員連絡協議会の開催に向け運営に当たる。
8. 国対委員会

選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員、後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。

9. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。
10. 中小企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的運動を実施する。
11. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
12. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。
13. 広聴委員会
14. 本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。
15. 各単位税政連並びに国会議員等後援会の活動状況を紹介する。
16. 改正税理士法のその後動向を注視し、機関紙及びホームページを通じて会員への情報提供を行う。
17. 会員、納税者、議員、

中小企業団体等に対して本連盟の事業活動を積極的にPRする。

18. 全国の各税政連と交流し、情報の交換を図る。
19. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、迅速な情報のメール配信を行う。
20. 後援会対策委員会
21. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織強化と活動活性化を支援する。
22. 後援会に関する諸規定の制定・見直しを必要に応じて行う。
23. 推薦審査会
24. 各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。
25. 規約改正推進特別委員会

来賓あいさつ 東京税理士会会長 足達 信一



組織力強化に向け本会も協力を

本日は、東京税理士政治連盟第57回定期大会にお招きいただき、ありがとうございます。

近年では、税制改正の検討において税理士会の意見を踏まえて対応する傾向が強まっており、この状況は確実に維持していく必要がますますあります。

地道ではありますが具体的なかつ効果的な行動により、組織率の向上に協力を惜しまない所存であります。これは我々税理士にとって大きな課題を解決するための重要な事項として、確実に進めていかねばなりません。

本会では、関連団体との連携強化を図るための諸施策を検討し、その連絡調整を行う。

単位税政連会議を主宰する。証票交付式において新規登録者に対し、税政連へ

東京税理士政治連盟の組織率は30%を重視し、各団体の事業に応じ、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に国会議員等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るための活動を行う。

各単位税政連における規約改正の推進を図る。

衆議院選挙区割り対応特別委員会

衆議院小選挙区における区割り改定に伴う対応策を講じる。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2023 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方にお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

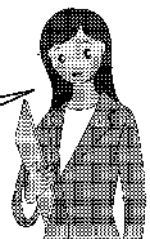
※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

40・50代の方必見!! 日本税理士共済会 の団体介護保障 申込受付中!

ご加入いただける方
<税理士本人・配偶者>
 新規加入 70才まで。更新 80才まで。
<本人・配偶者の実父母>
 新規加入、更新ともに 85才まで。
 パンフレットで負担金の安さをご確認下さい!



50代の方の加入が増えてます。
 月々1,000円以下の負担で「ある日突然」に備えましょう。
 ※要介護2以上で介護保険金が支払われます。
 申込締切日: 11月24日(金)



にちせいきょうさい
日本税理士共済会
 〒110-0002 東京都千代田区大塚1-11-1 TEL: 03-5740-0321

TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

選任役員一覧

【会長(1名)】 名倉明彦(新宿)
【副会長(6名以内)】 吉川裕一(杉並)、小林英理子(品川)、田尻吉正(向島)、坂田寛(板橋)、平野弘道(杉並)、越澤清久(葛飾)
【幹事長(1名)】 菅原祥元(麻布)
【幹事(25名以内)】 【幹事長・後援会対策委員長】 大嶋広太郎(上野)
【副幹事長・規約改正推進特別委員長】 柴崎一男(京橋)
【副幹事長・衆議院選挙区割り対応特別委員長】 森下清隆(小石川)
【副幹事長】 新木昭治(神田)
【政策副委員長】 北出谷一(麻布)
【政策副委員長】 阿部希恵(渋谷)
【政策副委員長】 大嶋広太郎(上野)
【財務副委員長】 松野淳子(世田谷)
【財務副委員長】 白井淳子(豊島)
【組織副委員長】 渡邊雅弘(大森)
【組織副委員長】 長嶋健一(京橋)
【組織副委員長】 高橋直之(武蔵府中)
【国対副委員長】 岩田英徳(新宿)
【国対副委員長】 小倉修(品川)
【広報副委員長】 川邊洋二(北沢)
【広報副委員長】 嶋崎雄幸(青梅)
【広報副委員長】 鈴木茂和(豊島)
【後援会対策副委員長】
【総務会長(1名)】 平井貴昭(京橋)
【総務副会長(2名以内)】 平塚秀明(神田)、富田隆史(四谷)
【総務(100名以内)】 旭卓雄(麹町)、野口光夫(神田)、木下純一(日本橋)、吉澤知志(京橋)、橋本清(芝)、藤田正男(四谷)、熊澤直(麻布)、緒方浩一(小石川)、小田倉良彰(本郷)、大嶋広太郎(上野)、古川富三男(浅草)、内海敏夫(品川)、金谷剛(荏原)、松岡啓子(大森)、佐々木千晶(雪谷)、森河道太(蒲田)、田原明(世田谷)、吉田光宏(北沢)、坂口洋一(玉川)、笠田朋宏(目黒)、佐藤優(渋谷)、落合久美子(新宿)、瀬口盛行(中野)、小澤茂(杉並)、瀧川清人(荏原)、林千草(板橋)、安田耕三(練馬東)、中村和彦(練馬西)、山田尚武(豊島)、後藤洋司(王子)、若宮俊樹(荒川)、立田彰(足立)、森井薫一(西新井)、石崎達郎(本所)、吉村壽貴(向島)、関本昌功(葛飾)、津嘉田三起子(江戸川北)、丸山隆(江戸川南)、丹治詳元(江東西)、大島崇史(江東東)、飯沼敏(青梅)、伊保谷徹(八王子)、山口広記(日野)、小椋肇文(町田)、大久保昭彦(渡川)、芹澤多加(東村山)、渡川順也(武蔵野)、牛込太一(武蔵府中)
【以上、単位税政連からの推薦】 名倉明彦(新宿)、吉川裕一(杉並)、小林英理子(品川)、田尻吉正(向島)、坂田寛(板橋)、平野弘道(杉並)、越澤清久(葛飾)、菅原祥元(麻布)、湊昭子(芝)、佐藤弘毅(練馬西)、水谷治(渋谷)、大美賢功(王子)、森下基樹(杉並)、香山正男(京橋)、一之瀬涉(立川)、柴崎一男(京橋)、森下清隆(小石川)、野間口嘉平(世田谷)、足達信一(葛飾)、加藤真司(青梅)、鴨田和恵(豊島)、山中孝一(東村山)、大坪亮太(麻布)、久野豊(玉川)、勝又和彦(小石川)、中牧秀夫(京橋)、奥澤誠(浅草)、岡本恭子(八王子)、和津亮一(上野)、鴨島和昭(江戸川南)、森嶋(東村山)、百瀬弘之(芝)、島村洋江(東東)、千葉哲範(荒川)、富永絵里(雲台)、安田大(四谷)、渡邊哲人(大森)、石井安和(品川)、大畑智宏(京橋)、芳賀保則(渋谷)、望月博元(荏原)、矢ノ目忠(江東西)、中山隆由(新宿)、玉方周明(町田)、北山雅也(北沢)、平塚秀明(神田)、富田隆史(四谷)、竹田剛志(渋谷)、新居之昌(麻布)
【推薦審査会長(1名)】 野間口嘉平(世田谷)
【推薦審査副会長(2名以内)】 竹田剛志(渋谷)、新居之昌(麻布)
【会計監事(3名以内)】 下田政廣(中野)、関屋一馬(小石川)、秋元弘光(蒲田)

東京税理士政治連盟 委員一覧

Table with 6 columns: 政策委員会, 財務委員会, 組織委員会, 国対委員会, 広報委員会, 後援会対策委員会. Lists names and affiliations for various committees.



自民党東京都連の要望聴取会に参加
本連盟は10月4日、自民党東京都支部連合会が党本部で開催する「令和6年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に参加した。
この聴取会は、毎年、自民党都連が国家予算や税制改正に関する要望を各団体から聴き、党内で検討するために開催するものである。
当日は名倉会長をはじめ、吉川副会長など政策・国対関連の役員7名が参加し、令和6年度税制改正要望である「軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すこと」、「事業承継税制の特例措置」に係る対応期限を延長し、届出や申告手続を簡素化すること、「所得税の確定申告書の提出期限について見直すこと」などについて強く要望した。
本連盟の要望に対し、松島みどり議員、平野明議員、木原誠二議員、越智隆雄議員から質問があり、活発な意見交換となった。
引き続き、本連盟としては、自民税調の審議開始に合わせて要望を訴えていくこととなる。

Advertisement for Nichizai Group celebrating its 50th anniversary. It lists services like 'Nichizai Business Service', 'Nichizai Real Estate Information Center', 'Nichizai Insurance Agency', 'Nichizai Service', 'Nichizai Business Information Center', and 'Nichizai Trust'. The main headline is '「税理士とその関与先のために」' (For tax accountants and their clients). It states that the group has provided one-stop services for various goods and services since its founding.

私のスナック

小倉修

(品川)



品川区役所と御料車庫跡

私の事務所がある品川区大崎地区は税理士会の総本山、連合会ビルのはるか、「ネオシティ」と呼ばれるオフィスビル群が...

ほのぼの喫茶室【人手不足で天職を実感!】

構成 / 菅乃廣 画 / ながさわとろ



税理士後援会の活動



写真は開催順

R5.9.7 税理士による 小田原後援会定期総会

R5.9.28 東日本の税理士による 片山つき後援会総会

R5.10.18 税理士による 未松霧後援会定期総会

日本が25年間のデフレで停滞する間、米国は日本のGDPの6倍、中国は3倍に成長している。

どうも

民間ではそれが30倍にもなっている。「増税はよい。これを預金通貨と...」

東税政ホームページにアクセスしてください!

ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスして下さい。

東京税政連 検索



編集集点描

今秋から東海道新幹線の車内販売が廃止され、お馴染みの非常に硬いアイスクリュー「シンカンセンスコイカタイアイス」も車内で購入できなくなった。

MJS に相談してくださいね!



Logos for digital services: NX-Pro, ファイルクラウド, クラウド会計

MJS株式会社ミロク情報サービス MJS 法改正 検索

NSSの『関与先向け集金代行サービス』

組合員・準会員に加え、その家族及び従業員、また関与先にもご利用いただける東税協共栄会の事業

安心・明瞭なご利用料金

初期費用は0円、使わない月の請求額も0円
振替金の送金手数料0円
ご利用料金は、ホームページ(右下二次元コード)の「試算サービス」から簡単にお見積もりできます!

安心のサポート体制

コールセンターの専任スタッフが導入からご利用までサポートします。
専用ソフトは不要! 簡単なパソコン操作でデータ登録が可能です。

未払い軽減! 集金コストも削減!

毎月の自動振替で確実に回収。請求作業や集金忘れがなくなります。
8日、22日、27日から口座振替日が選べます。
全国約1,100の金融機関がご利用できます。



<お問い合わせ> 大同生命グループ NSS日本システム収納株式会社 TEL **0120-700-676**

税理士業務に関する専門書店

ご利用ください! 東税協の直営売店

10%割引購入可!

直営売店ご利用の際は、組合員証・準会員証のご提示をお願いします

現金・クレジットカード決済
※クレジットカードは店頭販売のみ

組合員・準会員の皆様へ **3つの特典**

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**

2. 1回のお買上げ金額**10%割引後税込5,000円以上は送料無料で**

優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3. **代金後払いサービス**

優待券をご利用いただけます(有効期限内に必着かつ発送可能な商品に限ります)。
ホームページ・FAXにてご注文ください。※支払方法は郵便振替または銀行振込



2024年版 **税務手帳**

組合員価格 **900円**

税務日誌 **2,327円**

職員執務日誌 **1,960円**

11月上旬に
入荷予定

令和5年版
確定申告の早見表

組合員価格 **250円**

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実 **東京税理士協同組合直営売店** TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446
営業時間 月曜~金曜(祝日を除く)AM9:00~PM5:00

その遊休地、活用しませんか? **コインパーキング事業用地**をご紹介します

東税協共栄会のパーキング事業

事務所ビルや
その他家族
関与先様も
ご利用できます



遊休地があるのだけど...

空家管理が面倒で...

駐車場の経営がしてみたい...など

土地活用のごことで
お悩みの皆さま!

その土地、豊富な実績を持つ管理会社に任せて

コインパーキングにしませんか

東税協共栄会では、「名鉄協商」「イチネンパーキング」の2社と提携しています。

メリット

- ①安定収入が期待できます※
- ②設備投資費用などの負担はありません※
- ③運営・管理はすべて管理会社におまかせ

※建物解体、アスファルト舗装、外構工事費用ならびに固定資産税などの租税公課や町内会費は契約者様のご負担となります。



導入事例

- ・老朽化したビル、古家、倉庫などの有効活用。
- ・月極、マンション駐車場の空き車室対策。
- ・ビル、マンション建設までの短期利用。

<お問い合わせ> 名鉄協商株式会社 関東支社 TEL:03-3275-8020 株式会社イチネンパーキング 東日本営業部 TEL:03-6400-3558

東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

